

6 メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備

組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の強化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携及び人材育成のあり方について結論を得ることとし、次期中期目標期間において整備を図ることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連

公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 法人の資産の有効活用等に係る見直し

福祉医療機構の保有する資産について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、次期中期目標期間中に見直しを行うこととする。

23 協調融資覚書締結金融機関名一覧

県別 協調融資覚書締結金融機関名一覧

平成19年2月1日現在

締結済み金融機関					
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
北海道	北海道銀行	北洋銀行	札幌銀行	空知信用金庫	北海信用金庫
青 森	みちのく銀行	青森銀行			
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫		
秋 田	秋田銀行	北都銀行			
山 形	荘内銀行	山形銀行	山形しあわせ銀行	殖産銀行	
福 島	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫
	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合			
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	関東つくば銀行	茨城銀行	土浦農業協同組合
	水戸信用金庫				
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	かんら信用金庫	高崎信用金庫
	利根郡信用金庫	ぐんま信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫	
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行		
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行
	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行			
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合
	協栄信用組合				
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫
	高岡信用金庫				
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫			
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫		
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫
	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	浜松信用金庫	富士宮信用金庫
	三島信用金庫	沼津信用金庫			
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫
	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	中京銀行	
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行		
滋 賀	滋賀銀行	びわこ銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行		
兵 庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫
	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	
和歌山	紀陽銀行				
鳥 取	鳥取銀行				
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫			
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫
	おかやま信用金庫				
広 島	広島銀行	広島みどり信用金庫	しまなみ信用金庫		
山 口	山口銀行	西京銀行			
徳 島	阿波銀行	徳島銀行			
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫		
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫		
高 知	四国銀行	高知銀行			
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行			
長 崎	十八銀行	親和銀行			
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行			
大 分	大分銀行				
宮 崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行			
鹿 児 島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合		
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行		
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫			
合 計	194機関				

24 第三者評価都道府県推進組織設置状況一覧

46 都道府県で設置済
(平成18年11月2日現在)

No.	都道府県	都道府県推進組織	設立年月日	設立予定	区分	備考
1	北海道	北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構	平成17年7月7日		社団	
2	青森県	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会	平成17年4月1日		社協	
3	岩手県	岩手県	平成17年5月11日		行政	
4	宮城県	宮城県福祉サービス第三者評価推進機構	平成18年3月17日		任意	
5	秋田県	秋田県社協 福祉サービス第三者評価推進委員会	平成17年7月6日		社協	「秋田県福祉サービス第三者評価推進機構検討委員会」を平成18年4月1日に改組
6	山形県	山形県	平成17年3月8日		行政	
7	福島県	福島県	平成17年12月1日		行政	
8	茨城県	茨城県	平成16年11月30日		行政	「茨城県福祉サービス第三者評価推進機構」を平成17年9月30日に改称
9	栃木県	県社協 福祉サービス第三者評価推進機構	平成17年4月1日		社協	「県社協福祉サービス第三者評価事業『検討委員会』」を平成17年4月1日に改組
10	群馬県	福祉サービス評価推進センターぐんま	平成16年9月6日		社協	
11	埼玉県	埼玉県	平成16年6月30日		行政	
12	千葉県	千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議	平成18年4月28日		行政	
13	東京都	東京都福祉サービス評価推進機構	平成14年4月1日		財団	
14	神奈川県	かながわ福祉サービス第三者評価推進機構	平成16年6月15日		任意	
15	新潟県	新潟県	平成18年10月18日		行政	
16	富山県	富山県福祉サービス第三者評価推進機構	平成17年1月13日		行政	
17	石川県	石川県	平成17年11月22日		行政	
18	福井県	福井県社会福祉協議会	平成17年4月1日		社協	
19	山梨県	山梨県福祉サービス評価推進機構	平成17年6月20日		社協	
20	長野県	長野県	平成17年9月1日		行政	
21	岐阜県	岐阜県福祉サービス第三者評価推進会議	平成16年5月28日		行政	
22	静岡県	静岡県	平成16年8月19日		行政	
23	愛知県	愛知県福祉サービス第三者評価推進センター	平成16年9月27日		社協	
24	三重県	三重県	平成16年4月1日		行政	
25	滋賀県	滋賀県	平成17年12月22日		行政	
26	京都府	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構	平成17年10月14日		任意	
27	大阪府	社会福祉法人大阪総合福祉協会 福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪	平成14年6月25日		社福	平成17年5月に、任意団体から社会福祉法人に移行
28	兵庫県	兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会	平成17年4月1日		行政	「兵庫県介護保険サービス第三者評価事業推進委員会」を平成17年4月1日に改組
29	奈良県	奈良県	平成17年7月21日		行政	
30	和歌山県	和歌山県社協福祉サービス第三者評価事業推進組織	平成16年7月31日		社協	「和歌山県社協福祉サービス第三者評価事業準備室」を平成18年4月1日に改組
31	鳥取県	鳥取県	平成16年7月22日		行政	
32	島根県	島根県	平成17年4月1日		行政	
33	岡山県	岡山県	平成18年7月1日		行政	
34	広島県			平成18年度以降予定	未定	
35	山口県	山口県	平成17年4月1日		行政	
36	徳島県	徳島県	平成17年8月10日		行政	
37	香川県	香川県	平成17年4月1日		行政	
38	愛媛県	愛媛県	平成18年5月22日		行政	
39	高知県	高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会	平成17年3月8日		行政	
40	福岡県	福岡県	平成17年4月1日		行政	
41	佐賀県	佐賀県(さが福祉サービス評価等推進会議)	平成17年4月1日		行政	
42	長崎県	長崎県	平成17年6月8日		行政	
43	熊本県	熊本県	平成18年3月3日		行政	
44	大分県	大分県社協 大分県福祉サービス第三者評価事業推進組織	平成16年5月27日		社協	
45	宮崎県	宮崎県	平成18年8月8日		行政	
46	鹿児島県	鹿児島県	平成17年9月7日		行政	
47	沖縄県	沖縄県	平成18年5月19日		行政	

*厚生労働省・全国社会福祉協議会調べ

25 事業者段階における苦情解決の取組状況

	苦情受付窓口を設置	苦情解決責任者を設置		計	71.6%	50.9%	79.6%		第三者委員を設置	苦情解決責任者を設置		計	49.9%	33.9%	56.1%	
		公営	私営							公営	私営					公営
	計	78.2%	56.5%	86.5%												
1	北海道	74.4%	49.6%	87.8%	1	北海道	62.4%	36.5%	76.3%	1	北海道	39.5%	14.0%	53.2%		
2	青森	85.8%	58.7%	92.2%	2	青森	81.4%	52.7%	88.1%	2	青森	60.4%	41.8%	64.8%		
3	岩手	83.0%	68.2%	89.1%	3	岩手	76.3%	60.0%	83.0%	3	岩手	60.8%	40.2%	69.4%		
4	宮城	68.9%	41.0%	86.2%	4	宮城	62.3%	35.3%	79.0%	4	宮城	53.0%	30.7%	66.8%		
5	秋田	79.9%	68.0%	85.2%	5	秋田	69.3%	53.0%	76.5%	5	秋田	49.9%	31.5%	58.0%		
6	山形	79.2%	55.3%	89.2%	6	山形	70.7%	44.4%	81.7%	6	山形	53.9%	32.6%	62.9%		
7	福島	85.0%	77.6%	87.5%	7	福島	83.4%	76.2%	85.9%	7	福島	69.4%	68.1%	69.8%		
8	茨城	84.3%	69.9%	87.5%	8	茨城	77.9%	62.4%	81.3%	8	茨城	55.2%	34.7%	59.7%		
9	栃木	87.7%	76.7%	90.6%	9	栃木	82.1%	71.8%	84.8%	9	栃木	56.9%	33.4%	62.9%		
10	群馬	83.0%	67.6%	85.8%	10	群馬	78.7%	67.2%	80.7%	10	群馬	41.6%	35.9%	42.6%		
11	埼玉	79.4%	59.2%	85.3%	11	埼玉	69.5%	54.8%	73.8%	11	埼玉	50.9%	34.9%	55.6%		
12	千葉	72.7%	48.4%	87.8%	12	千葉	66.1%	40.2%	82.2%	12	千葉	44.3%	27.6%	54.8%		
13	東京	71.1%	48.9%	84.0%	13	東京	67.6%	53.2%	76.0%	13	東京	43.0%	36.8%	46.6%		
14	神奈川	86.4%	68.2%	89.8%	14	神奈川	81.3%	67.4%	83.9%	14	神奈川	54.1%	49.6%	55.0%		
15	新潟	83.7%	67.9%	93.1%	15	新潟	78.5%	62.2%	88.3%	15	新潟	67.5%	59.4%	72.4%		
16	富山	80.6%	78.4%	81.6%	16	富山	74.2%	72.3%	75.0%	16	富山	39.4%	25.5%	45.7%		
17	石川	86.0%	80.6%	88.0%	17	石川	79.3%	74.8%	81.0%	17	石川	64.1%	60.6%	65.4%		
18	福井	89.5%	80.5%	93.7%	18	福井	80.7%	73.1%	84.3%	18	福井	69.3%	62.0%	72.7%		
19	山梨	83.0%	63.7%	92.0%	19	山梨	75.8%	58.8%	83.7%	19	山梨	57.2%	52.1%	59.5%		
20	長野	80.7%	75.7%	84.2%	20	長野	70.4%	62.9%	75.7%	20	長野	48.3%	44.4%	51.0%		
21	岐阜	85.7%	78.5%	88.6%	21	岐阜	76.9%	67.1%	80.8%	21	岐阜	56.8%	48.1%	60.2%		
22	静岡	83.4%	58.4%	90.0%	22	静岡	77.4%	55.6%	83.1%	22	静岡	60.7%	52.5%	62.8%		
23	愛知	69.1%	48.6%	85.7%	23	愛知	62.9%	44.0%	78.2%	23	愛知	47.5%	39.1%	54.4%		
24	三重	78.5%	60.1%	85.7%	24	三重	71.6%	53.0%	79.0%	24	三重	45.0%	22.8%	53.8%		
25	滋賀	64.9%	43.8%	76.4%	25	滋賀	59.1%	37.2%	71.0%	25	滋賀	23.6%	3.6%	34.5%		
26	京都	78.5%	64.8%	81.6%	26	京都	74.1%	58.2%	77.7%	26	京都	44.3%	4.6%	53.2%		
27	大阪	76.4%	60.0%	79.1%	27	大阪	71.4%	57.5%	73.6%	27	大阪	44.2%	25.6%	47.2%		
28	兵庫	73.7%	54.7%	78.7%	28	兵庫	69.3%	51.6%	74.0%	28	兵庫	46.9%	26.2%	52.4%		
29	奈良	59.9%	27.0%	78.5%	29	奈良	56.7%	25.2%	74.5%	29	奈良	17.4%	1.4%	26.5%		
30	和歌山	72.8%	53.5%	85.5%	30	和歌山	69.7%	50.5%	82.4%	30	和歌山	52.5%	38.3%	61.8%		
31	鳥取	77.9%	61.7%	87.2%	31	鳥取	72.5%	56.4%	81.7%	31	鳥取	56.8%	40.6%	66.1%		
32	島根	87.3%	74.2%	90.0%	32	島根	80.3%	62.9%	83.9%	32	島根	59.8%	33.7%	65.1%		
33	岡山	80.5%	61.4%	86.1%	33	岡山	73.2%	54.6%	78.5%	33	岡山	45.3%	32.3%	49.1%		
34	広島	79.3%	60.0%	85.6%	34	広島	73.1%	55.5%	78.8%	34	広島	52.5%	39.8%	56.6%		
35	山口	82.8%	61.1%	88.9%	35	山口	75.2%	54.3%	81.1%	35	山口	47.5%	26.7%	53.3%		
36	徳島	76.0%	57.4%	87.8%	36	徳島	65.6%	46.4%	77.7%	36	徳島	54.5%	37.4%	65.3%		
37	香川	87.1%	70.1%	93.7%	37	香川	78.8%	59.0%	86.5%	37	香川	65.9%	51.9%	71.4%		
38	愛媛	81.4%	75.2%	84.5%	38	愛媛	73.3%	70.8%	74.6%	38	愛媛	51.8%	58.3%	48.5%		
39	高知	67.0%	52.6%	80.3%	39	高知	59.2%	44.3%	72.9%	39	高知	38.7%	28.7%	48.0%		
40	福岡	72.0%	24.2%	88.5%	40	福岡	66.9%	22.7%	82.1%	40	福岡	44.4%	12.8%	55.3%		
41	佐賀	87.5%	69.7%	91.0%	41	佐賀	82.1%	63.8%	85.7%	41	佐賀	58.2%	40.8%	61.6%		
42	長崎	82.7%	39.5%	91.2%	42	長崎	79.0%	39.0%	86.9%	42	長崎	56.3%	19.8%	63.5%		
43	熊本	86.5%	72.3%	89.7%	43	熊本	73.8%	66.7%	75.3%	43	熊本	52.1%	48.7%	52.9%		
44	大分	78.6%	46.3%	88.7%	44	大分	68.8%	38.7%	78.2%	44	大分	50.6%	23.5%	59.1%		
45	宮崎	73.4%	27.7%	92.5%	45	宮崎	69.0%	26.9%	86.7%	45	宮崎	47.5%	7.5%	64.3%		
46	鹿児島	82.5%	55.0%	87.9%	46	鹿児島	78.9%	46.0%	85.4%	46	鹿児島	68.5%	42.9%	73.6%		
47	沖縄	91.4%	91.3%	91.4%	47	沖縄	76.9%	61.1%	82.2%	47	沖縄	52.5%	37.5%	57.5%		

出典：「社会福祉施設等調査報告」及び「介護サービス施設・事業所調査」（平成17年10月1日現在）

26 社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）

社援基発第 0215001 号
平成 18 年 2 月 15 日

各 都道府県
指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局計画課長

社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）

社会福祉施設等の耐震化については、社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金や地域介護・福祉空間整備等交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金における助成措置及び（独）福祉医療機構による無利子融資制度等により進めてきたところではありますが、依然として耐震化の状況は十分といえない状況となっております（社会福祉施設の耐震化率：67.2%〔地震防災施設の現状に関する全国調査結果（平成14年3月末現在）〕）。

また、今般、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が一部改正され、今後、都道府県知事による耐震改修促進計画の策定及び公表が義務付けられるとともに、社会福祉施設等も含めて耐震診断及び耐震改修に対する指導等が強化されることになりました。

このような状況も踏まえ、厚生労働省としても、引き続き社会福祉施設等の耐震化の推進に努めることとしており、都道府県市におかれましても、改めて社会福祉法人等に対する指導等を行っていただくようお願いいたします。

なお、社会福祉施設等の耐震診断及び耐震化に要する経費については、国土交通省所管の補助事業である「住宅・建築物耐震改修等事業」〔別紙参照〕において補助対象とされているところです。

各都道府県市におかれましては、建築指導担当部局と連携を図り、上記補助制度について関係機関等に周知するとともに、このような事業も積極的に活用しながら、社会福祉施設等の耐震診断及び耐震化が着実に行われるよう指導されることを重ねてお願いいたします。

また、本通知の内容につきましては国土交通省住宅局建築指導課と調整済みであることを申し添えます。

住宅・建築物耐震改修等事業の概要

(1) 住宅・建築物耐震改修等事業

(平成18年度予算：130億円 平成17年度予算：20億円)

	対 象	主 な 要 件 等
耐震診断	戸建て住宅 マンション	(略)
	建築物	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 ・国 1/3+地方 2/3 (※緊急輸送道路沿道建築物の場合 国 1/2+地方 1/2) 地方公共団体以外が実施する場合 ・国 1/3+地方 1/3+所有者等 1/3
耐震改修等	戸建て住宅	(略)
	建築物 ・ マンション	地域要件等：全国の DID 地区等又は地域防災計画に位置づけられた避難地・ 避難路又は緊急輸送道路に面する区域 補 助 対 象：耐震改修工事費に係る費用 補 助 率：地方公共団体の建築物 国 7.6%+地方 92.4% (※緊急輸送道路沿道建築物の場合 国 1/3+地方 2/3) 地方公共団体以外の建築物 国 7.6%+地方 7.6%+所有者等 84.7% (※緊急輸送道路沿道建築物等の場合 国 1/3+地方 1/3 +所有者等 1/3)
その他住宅・建築物 の耐震化の促進に 関する事業		補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1/2+地方 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3+地方 1/3+事業者 1/3

(注) 擁壁の改修等について補助対象に追加。

本事業に関する問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室

防災企画係 磯部・高橋

TEL 03(5253)8111 (内線 39-567)

FAX 03(5253)1630

建築物の耐震改修の促進に関する法律等概要

1. 基本方針及び都道府県耐震化促進計画等

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（法4条）

○耐震化の目標

「住宅」の耐震化率及び「多数の者が利用する建築物」の耐震化率
現状：約75% → 平成27年まで：少なくとも9割

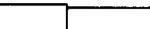


住宅の耐震化：約650万戸（うち耐震改修 約100万戸）
多数の者が利用する建築物：約5万棟（うち耐震改修 約3万棟）

○耐震診断の目標

	今後5年間	平成27年まで
住宅	約100万戸	約150万戸ないし200万戸
多数の者が利用する建築物	約3万棟	約5万棟

（注）多数の者が利用する建築物
学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等で、延べ面積が1,000㎡以上かつ3階建て以上の建築物



都道府県耐震改修促進計画（法5条） （都道府県の策定・公表義務）

（計画記載事項）

○当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

①耐震改修等の目標の設定

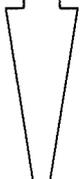
住宅、学校、病院等の建築物（民間の学校、病院等を含む）の用途ごとに目標を設定

②公共建築物

学校、病院、庁舎等の公共建築物については、今後、速やかに耐震診断を行い、その結果を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備プログラムを設定

※ 公共建築物と併せて、民間の学校、病院等についても、速やかに耐震診断を実施し、その結果の公表に努める必要がある。

○当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 等



市町村耐震改修促進計画（法5条） （市町村の策定・公表努力義務）

2. 特定建築物に係る措置

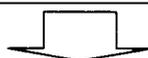
特定建築物の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務（法 6 条）

特定建築物：新耐震基準に適合していない建築物で、当該基準の施行の際、既に建築済のもの
※ 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

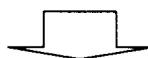
（注）政令で定める建築物：老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

政令で定める規模：病院 → 階数が三で、かつ、床面積の合計が 1000 m²
保育所 → 階数が二で、かつ、床面積の合計が 500 m²
老人ホーム、政令で定める建築物（保育所を除く） → 階数が二で、かつ、床面積の合計が 1000 m²

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項（法 4 条）



所管行政庁の特定建築物の所有者に対する指導・助言（法 7 条）（※ 1）



（耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるとき）

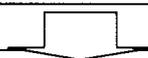
所管行政庁の特定建築物の所有者に対する指示（法 7 条）（※ 1）

指示の対象：次の特定建築物のうち、政令で定めるものであって、政令で定める規模以上のもの（注）

- （1）病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- （2）小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物 など

（注）政令で定める特定建築物：老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

政令で定める規模：病院 → 床面積の合計が 2000 m²
保育所 → 床面積の合計が 750 m²
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（保育所を除く） → 床面積の合計が 2000 m²



所管行政庁は指示に従わなかった場合、その旨公表（法 7 条）

※ 1 所管行政庁は、報告徴収、立入検査も可能

※ 2 所管行政庁：建築主事を置く市町村又は特別区の区域は、市町村の長又は特別区の長、その他は都道府県知事

27 社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査報告 (第2回フォローアップ調査・補足調査)について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査報告について(第2回フォローアップ)

I. 趣 旨

標記について、第1回フォローアップ調査(平成18年2月13日公表)以降の調査の進捗状況についてとりまとめたもの。

II. 報告の結果

1. 調査回答施設数の状況

調査回答施設数 のうち、	《平成18年2月 第1回フォローアップ》 90,229施設 (100.00%)	《今回 第2回フォローアップ》 90,629施設 (100.00%)
① 措置済み状態ではないもので、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する施設	262施設 (0.29%)	292施設 (0.32%)
② ①のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設	56施設 (0.06%)	87施設 (0.10%)
(うち)		
措置済み	22施設	81施設
措置予定	34施設	5施設
未定	0施設	1施設
③ ①のうち、②以外のその他の場所を有する施設	219施設 (0.24%)	226施設 (0.25%)
(うち)		
措置済み	61施設	210施設
措置予定	154施設	15施設
未定	4施設	1施設

2. 現段階において分析調査中の施設数

《平成18年2月 第1回フォローアップ》2,089施設 → 《今回 第2回フォローアップ》1,711施設